

国土交通省告示第千九十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の八第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の八第一項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項

1 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の八第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全に関する基本的な方針
- 二 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- 三 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百四号）第二条に規定する事故に関する統計
- 2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号。以下「法」という。）第十六条第一項の国土交通省令で定める規模以上の事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、前項に掲げるもののほか、次のとお

りとする。

- 一 法第十六条第一項の安全管理規程
- 二 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 三 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- 四 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 五 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 六 法第十六条第二項第四号の安全統括管理者に係る情報